

Information 01

所得の申告相談が始まります

令和3年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する人が対象になります。

申告が必要な人

令和2年中に所得があり①勤務先から源泉徴収票を交付されていない②勤務先で給与の年末調整をしなかった③給与所得のほか、農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった

※税務署(青色申告者、会計事務所に依頼する人を含む)や国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する場合は、市役所での申告は不要です

附表提出のみの申告

次のいずれかに該当する場合は、申告書附表を提出することです。収入がまったく無かった(他市町村にいる家族の扶

養に入っているなど)②収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみ※申告書附表は各世帯に配布している「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、3月15日(月)までに各申告会場、または各総合支所市民課に提出してください

税務署で申告を
願います

次のいずれかに該当する場

税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設について

【開設場所】佐沼税務署 1階会議室
【開設期間】2月1日(月)～3月15日(月)
※土日、祝日は開設していません
※感染症対策として、できる限り少人数で来場ください

【開設時間】午前9時～午後5時
※混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配付します

※入場整理券は、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください
※入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります

※介助を要する場合においても、必要最小限の人数で越してください
※令和2年分の確定申告では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている人を対象とし、2月16日より前から申告相談を受け付けます

【問い合わせ】佐沼税務署
☎ 0220(22)2501

情報伝達試験

| 情報伝達手段 | 放送内容(訓練) |
|--------------|--|
| 防災行政無線 | 市内に設置している全ての防災行政無線から、一斉に次のように放送します。 【放送内容】(上りチャイム音)→「これは、Jアラートのテストです」×3回→「こちらは、防災登米市広報です」→(下りチャイム音) |
| コミュニティFM放送 | コミュニティFM「はっとエフエム」で、次の内容を放送します。 【放送内容】(無音1秒程度)→「こちらは、登米市役所です。緊急放送をお知らせします。発表日時2021年2月17日〇時〇分〇秒、即時音声合成メッセージが発令されました。これは、Jアラートのテストです」 |
| 登米市メール配信サービス | 登米市メール配信サービスに登録している人のパソコンや携帯電話に、次の内容のメールを送信します。 【送信内容】件名:即時音声合成メッセージ発表/本文:「登米市【防災】発表日時2021年2月17日〇時〇分〇秒、即時音声合成メッセージが発令されました。これは、Jアラートのテストです」 |

※緊急告知ラジオでも、コミュニティFM放送と同様の内容で放送されます。緊急情報のテストのため、音量調整つまみの設定にかかわらず最大音量で放送されます(放送中は音量調整ができません)
※実際に災害が発生、もしくは発生しそうな場合には、試験を中止することがあります

Information 02

Jアラートの緊急情報
伝達試験を実施

全国瞬時警報システム(Jアラート)国から配信される情報伝達システムから送られてくる武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などで、確実に皆さんに伝えるため、

情報伝達試験を実施します。
【日時】2月17日(水)午前11時ごろ
【問い合わせ】総務部総務課(防災係)
☎ 0220(22)2091

合は、税務署で申告をお願いします。①青色申告をする②過年分(令和元年前)の申告をする③収用以外で土地、建物など不動産を売却した④株式や先物取引所得がある⑤繰越損失の申告をする⑥住宅借入金等特別控除の適用を受ける⑦相続税法対象年金の申

告をする⑧利子、上場株の申告をする⑨初めて営業、不動産の申告をする
また、死亡した人で、準確定申告が必要な場合は、税務署に案内します。
【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎ 0220(22)2163

Information 03

油類を使うこの時期
取り扱いにはご注意ください

冬は、家庭や職場などで油類を取り扱う機会が増えます。近年、ホームタンクや農業機械などから油類が漏れ、河川に流れ出す事故が発生しています。

流れ出した油類は、河川を汚染するほか、火災の原因となり、生命や財産が失われる危険性もあります。

また、油類の回収や処理費用は、流出者の負担になるので、油類の取り扱いには十分注意してください。

なお、油類が流出した場合は、速やかに市役所または消防署に連絡してください。
【問い合わせ】市民生活部環境課(生活環境係)
☎ 0220(58)5553

Information 04

鳥獣による農作物の
被害を防止

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵の設置に要する経費の一部を補助します

有害鳥獣被害対策事業(防護柵等設置事業)

【対象者】市内に住所がある個人または法人で、有害鳥獣による被害を受けている、または受ける恐れがある人。防護柵などを設置する農地が市内にある人

【補助内容】防護柵などの設置経費(消費税は除く)の2分の



1以内で5万円を上限に交付※すでに購入したものは対象になりません
【申し込み問い合わせ】産業経済部農林振興課(農村環境係)
☎ 0220(34)2709

Information 05

市医療局職員を募集

【職種、採用予定人員など】

| 募集職種 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|-------|--------|--|
| 作業療法士 | 1人程度 | 理学療法士もしくは作業療法士の免許を有する人または令和3年3月31日までに卒業見込みで免許取得見込みの人 |
| 理学療法士 | 1人程度 | |

- 試験日 2月7日(日)
- 試験会場 登米市民病院 地域医療連携センター(多目的ホール)
- 試験方法 小論文試験、人物(面接)試験、健康診査、資格調査
- 申込書配布 申込書は、医療局経営管理部経営管理課で配布します(午前8時30分～午後5時15分[平日])。郵便で請求する場合は、封筒の表に「(職種名)採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した120円切手が貼ってある返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。
※申込書は、医療局ホームページからダウンロードできます
- 受付期間 1月19日(火)～29日(金)
※郵送の場合は、受付期間中の消印のものに限ります
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(平日)
- 合格発表 2月19日(金)に合格者の受験番号を市公式ホームページおよび登米市医療局ホームページに掲示し、受験者全員に結果を郵送で通知します
- 採用までの手続き 合格者は任用候補者名簿に登録し、登録者の中から採用者を決定します。合格者全員が採用されるとは限りませんのでご注意ください。採用は令和3年4月1日(免許取得見込者については5月1日)の予定です。ただし、免許を有している人については4月1日以前に採用する場合があります

【申し込み・問い合わせ】

医療局経営管理部経営管理課(人事係)
〒987-0511登米市迫町佐沼字下田中25番地(登米市民病院内)
☎ 0220(21)6888